

年 月 日

綾部市長 様

空き家登録申込者

住所

氏名

㊞

綾部市空き家バンク登録申込書

綾部市空き家バンク事業実施要綱の趣旨及び内容並びに下記同意事項を理解し、同要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり誓約の上、空き家バンクに物件登録を申し込みます。

記

1 同意事項

- (1) 契約交渉については、綾部商工会議所不動産部会に媒介を依頼し、綾部商工会議所不動産部会に情報を提供されることに同意します。
- (2) 登録した空き家の情報の一部（所在地、物件概要及び写真）について、ホームページや広報紙等で一般に公開されることに同意します。
- (3) 登録内容の確認に際し、担当職員が課税台帳等を閲覧し、又はそれらの写しを取得し、若しくは保有することに同意します。

2 誓約事項

- (1) 登録のための空き家調査及び問合せには、誠意をもって協力することを誓約します。
- (2) 空き家バンクに登録し、空き家を売却し、又は賃貸することについて、親族及び相続関係者から同意が得られていることを誓約します。
- (3) 登録内容は、別紙「綾部市空き家バンク登録カード（様式第2号）」に記載のとおりであることを誓約します。
- (4) 利用希望者との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓約します。
- (5) 物件の所有者等が、綾部市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条

第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを誓約します。

3 添付書類

空き家所有者等の身分証明書の写し

4 注意事項

- (1) 綾部市では、情報の提供や必要に応じて連絡調整は行いますが、空き家登録者と利用登録者間で行う物件の売買又は賃貸借に関する交渉、契約に関しての媒介行為は行っていません。媒介行為に係る業務については綾部商工会議所不動産部会に市から依頼します。なお、綾部商工会議所不動産部会が媒介した場合、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、申込みをされた個人情報は、本事業の目的以外の用途に利用しません。